

令和6年度福島市商店街等活性化イベント支援事業及び令和6年度福島市街なか賑
わい創出イベント支援事業採択方針

福島市商工観光部長決裁（令和5年12月20日）

（一部改正 令和6年3月15日）

1. 目的

令和6年度福島市商店街等活性化イベント支援事業補助金の交付に関する要綱（以下「商店街等活性化イベント支援補助要綱」という。）及び令和6年度福島市街なか賑わい創出イベント支援事業補助金の交付に関する要綱（以下「街なか賑わい創出イベント支援補助金交付要綱」という。）の適正な運用を図るため、所要の事務取扱を定めるものとする。

2. 補助事業者

商店街等イベント支援補助金交付要綱第3条第1項第3号に定めるもの及び街なか賑わい創出イベント支援補助金交付要綱において準用するものは、補助金等の交付の申請を行う日以前から市内に主たる事務所及び活動の拠点を有する事業者団体等（規約等により代表者及び会計責任者を置き、会計管理を適切に行っている任意団体を含む。）とする。

3. 補助対象とする事業

商店街等活性化イベント支援補助要綱第4条に定める事業であって、次のいずれかの取り組みが図られている事業に対して補助する（街なか賑わい創出イベント支援補助金交付要綱において準用する場合を含む。）。

- (1) イベントの開催を伴い、賑わいの創出が図られている事業
- (2) 商店街等との連携により、商業の振興が図られている事業
- (3) 広く異業種間の連携が図られ、地域経済の活性化が図られている事業
- (4) 音楽、文化及びスポーツ等の振興を目的とする事業のうち、上記(1)及び(2)の取り組みを図る事業。

4. 補助対象としない事業

次の事業については、補助対象としない。

- (1) 福島市以外で実施される事業及びその派遣に係る経費が中心となっている事業
- (2) 特定の個人、団体のみが参加する事業
- (3) 商品券等の発行、安売り等が中心となっている事業
- (4) スタンプラリー事業及び抽選会等が中心となっている事業
- (5) 会計年度内で既に同一団体が同一内容で実施済みの事業

5. 補助対象事業の実施期間について

令和7年3月31日までとする。

6. 補助金の支払いについて

- (1) 補助事業者は、原則として、市長から補助金額を確定する指令書を受け取った後、補助金等請求書を提出する。
- (2) 補助金の支払いは、指定の金融機関口座への振り込む。口座の名義人は、補助事業者の名義を原則とする。

7. 提出書類

(1) 申請関係

- ① 補助金等交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 補助事業者の定款（規約）、役員名簿
- ⑤ 見積書等その他必要な書類

(2) 実績報告関係

- ① 補助事業等実績報告書（様式第3号）
- ② 事業報告書
- ③ 収支決算書
- ④ ポスター、パンフレット、チラシ等の成果品及びイベントの状況が分かるもの（新聞記事、写真等）
- ⑤ 支払いの状況が分かるもの（領収書の写し等）

(3) 請求関係

- 補助金等交付請求書（様式第4号）

8. 廃棄物排出量削減の取り組み

補助事業者は、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や廃棄物の分別、減量などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するものとする。

9. 補助事業名の表示

補助を受けて作成する印刷物（チラシ、パンフレット、ポスター等）や、ホームページ等には、下記の事業名等を記載し、補助事業であることを明記すること。

- (1) 商店街等活性化イベント支援補助要綱に基づく補助事業等：福島市商店街等活性化イベント支援事業
- (2) 街なか賑わい創出イベント支援補助金交付要綱に基づく補助事業等：福島市街なか賑わい創出イベント支援事業